

乗務員への指導・監督の記録

実施月日	令和 4 年 5 月 12 日
時 間	13 時 00 分 ~ 14 時 30 分
場 所	北上本店営業所

非公開

営業所名 北上本店営業所

非公開

指導・教育の内容	【一般的な指導事項】
	<input type="checkbox"/> ① 事業用自動車運転する心構え
	<input checked="" type="checkbox"/> ② 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
	<input type="checkbox"/> ③ 事業用自動車の構造上の特性
	<input type="checkbox"/> ④ 乗車中（運行中）の旅客の安全を確保（シートベルトの着用等）するために留意すべき事項
	<input type="checkbox"/> ⑤ 旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項
	<input type="checkbox"/> ⑥ 主として運行する経路若しくは、経路又は営業区域における道路及び交通の状況
	<input type="checkbox"/> ⑦ 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
	<input type="checkbox"/> ⑧ 運転者の運転適性に応じた安全運転の指導
	<input type="checkbox"/> ⑨ 交通事故に関わる運転者の生理的（睡眠不足等）及び心理的要因並びにこれらへの対処方法
	<input type="checkbox"/> ⑩ 健康管理の重要性
	<input type="checkbox"/> ⑪ 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法
	<input type="checkbox"/> ⑫ ヒヤリハット体験の報告や運転にかかる苦情の申し出、又は事故が発生した場合には当該運転者に対して ドライブレコーダーにより必要な指導を行う
	<input type="checkbox"/> ⑬ ⑫のドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリハット体験を共有する
<input type="checkbox"/> ⑭ 非常信号用具、非常口、消火器の取り扱いの指導	
※ 事業用自動車（バス）の運行の安全及び乗客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項 [道路運送法、道路交通法等の理解及び遵守すべきポイントの指導]	
法令を遵守した運転を心がけよう	
※ 事故事例 2015年4月27日 静岡県浜松市の県道交差点で貸切バスの追突事故が発生しました。この事故はブレーキの不具合を修理せずバスを運行して発生したものです。	
ポイント1 日常点検・定期点検を確実に実施 ポイント2 酒気帯び運転などは厳禁	
1 日常点検整備を徹底しよう。3つのキーワード	
①おざなりな点検 ②途中で立ち往生 ③事故を誘発	
2 酒気帯び運転を防ぐために前夜に深酒をしないようにしよう。3つのキーワード	
①前の晩遅くまで飲酒 ②翌朝酒気が残り乗務できない ③節度ある飲酒と早めの切り上げ	
3 点呼を受けるときは指示事項・危険情報などをきちんと聞こう。3つのキーワード	
①点呼の指示を軽視 ②運行途中で立ち往生 ③指示事項を遵守	
・ドライブレコーダーを使用した教育	
・ドライブレコーダーの記録を利用したヒヤリ・ハット体験等の共有	
※ 5月の安全管理	
・生活道路での事故防止対策を強化しよう。・バス運転手ながらスマホで走行（ニュース）	

氏 名 転 記 氏 名 転 記 備 考

非公開

